

国立大学法人和歌山大学における競争的資金の直接経費から研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用に関する取扱要領

令和5年8月4日
学長 裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山大学（以下「本学」という。）において、研究代表者等（以下、「P I等」という。）の希望に応じて、P I等が獲得した競争的資金の直接経費からの当該競争的資金のP I等の人件費（以下、「P I等人件費」という。）の支出及びこれにより確保された財源を活用する制度（以下、「P I等人件費活用制度」という。）の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 P I等人件費活用制度の取扱いは、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（P I）の人件費の支出について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」及び、国立大学法人和歌山大学における競争的資金の直接経費から研究代表者等の人件費の支出により確保された財源の活用方針（以下、「P I人件費活用方針」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要領は、P I等人件費活用制度の運用に関し必要な事項を定めることにより、P I等自身の処遇改善、研究に集中できる環境整備等によるP I等の研究パフォーマンス向上及び本学の研究力強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において「P I」とは、競争的研究費を獲得した研究代表者を、「P I等」とは、競争的研究費を獲得した研究代表者及びその研究分担者をいう。

2 この要領において「対象研究費」とは、資金配分機関が、直接経費からの人件費充当額の支出を認めている競争的研究費をいう。

3 この要領において「部局」とは、国立大学法人和歌山大学組織規則(法人和歌山大学第2号)第15条に規定する学部等並びに第16条に規定する基幹、機構及び附属機関をいう。

4 この要領において「部局長」とは、前項に記載する部局の長をいう。

(申請対象者)

第4条 本制度の適用を申請することができる者は、P I等のうち、次に掲げる教員とする。

(1) 国立大学法人和歌山大学教職員の定員等に関する規程(法人和歌山大学第10号)第2条第2項に定める教員のうち教授、准教授、講師及び助教

(2) 国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程（法人和歌山大学規程第717号）第2条第1項に定める特任教員であって、国立大学法人和歌山大学予算・決算事務取扱規程（法人和歌山大学規程第75号）第14条第1項に定める収入予算から給与が支出される者

2 P I等人件費活用制度の利用にあたっては、直接経費にP I等の人件費を計上することについて、P I等本人が希望していなければならない。

(人件費充当額)

第5条 人件費充当額は、研究を担当する理事が定める算定方法により算出した額の範囲内で、P I等が第9条により申請し、承認された額とする。ただし、承認後の事情により、研究

代表者等の人件費の額が承認された額より下回った場合は、その額とする。

(適用期間)

第6条 本制度の適用期間は、対象研究費に係る研究期間のうち、P I等が第9条により申請し承認された期間とする。

(活用方針)

第7条 P I等人件費活用制度の利用により確保された財源は、次の各号に掲げる研究力強化に関する施策に応じ、原則、当該各号に定める割合で分配するものとし、別に定める方針に沿って活用するものとする。

(1) 当該財源に係る研究代表者等へのインセンティブの付与 50%

(2) 本学が講じる施策 50%

2 前項第1号のインセンティブは、P I等の希望により、国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程(法人和歌山大学第1576号)第14条第2項に定める外部資金獲得インセンティブ及びインセンティブとなる経費の配分又はそのいずれかにより付与する。

(P I等人件費の支出上限額)

第8条 P I等人件費の支出上限額は、P I等の年間給与額に、年間を通じて研究プロジェクトに従事するエフォート(P I等の全仕事時間100%に対する研究プロジェクトの実施に必要とする時間の配分割合)を乗じた額又は配分機関が定める上限額のいずれか低い額とする。

(申請手続)

第9条 P I等人件費活用制度の適用を希望するP I等は、あらかじめ所属する部局長の了承を得て、対象研究費の交付決定後又は契約締結後、速やかに所定の様式により、学長に申請し、承認を得るものとする。

2 研究分担者が、前項の申請に際しては、あらかじめP Iの了承を得なければならない。

3 P I等は、P I等人件費活用制度の承認を受けた申請内容を、当該研究費の停止、中止又は研究期間の変更(以下「中止等」という。)により変更する場合、当該研究費の中止等による実施の変更が判明したときは、速やかに、その他の事由によるときは、変更後の申請内容の適用を希望する日の概ね1月前までに申請するものとする。

4 前項の規定により申請内容の変更をする場合の申請手続きは、同項に定めるもののほか、第1項から第3項までの規定を準用する。

5 第1項の規定にかかわらず、学長は、本制度の適用を受けるP I等の研究費不正等が判明した場合、当該P Iによる申請によらず、直ちにP I等人件費活用制度の適用を中止することができる。

(活用実績の報告)

第10条 学長は、P I等人件費活用制度の利用により確保された財源の活用実績について、翌年度の6月末までに、P I等へ報告するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、P I等人件費活用制度の利用に関し必要な事項は、研究を担当する理事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。ただし、第7条第2項に規定する外部資金獲

得インセンティブについては国立大学法人和歌山大学教職員年俸制給与規程第14条第2項の施行後とする。